

＜最低賃金法の抜本改正にむけ、意見書提出運動を（陳情書・意見書モデル）＞

2007年 月 日

都道府県・市町村 議会
議長 ●●● ●●● 様

団体名 ●●●●●●●●
代表者名 ●● ●●

最低賃金法の抜本改正と均等待遇の実現を求める陳情（例文）

【陳情の趣旨】

憲法25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法第1条には「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とされています。

ところが、現実には働いても生活することすらままならない「ワーキング・プア」と呼ばれる人々が増え、大きな社会問題となっています。総務省「労働力調査」2006年によれば、役員を除く雇用労働者5088万人のうち、年収200万円未満の人は1695万人、33.3%に達しています。4年前に比べ、雇用労働者数は148万人増えていますが、そのうち122万人が年収200万円未満です。パート、アルバイト、派遣、請負といったいわゆる「非正規」雇用労働者は年々増えており、いまや全労働者の三分の一に達しています。とりわけ、今の20代後半から30代の青年層では、「暮らしていけない」「結婚することができない」「子どもを産むこともできない」という人が増えています。

働いても貧困から抜け出せない現状を放置することは、消費の低迷や少子化の進行に直結し、地域経済の低迷や、企業の技術力の喪失、家庭の崩壊、社会保障の崩壊を招き、この国の未来に暗い影を落とすこととなります。

まさに、賃金の底上げと均等待遇の確立が社会的に求められていますが、今の最低賃金法やパートタイム労働法では、その役割を十分に発揮していません。●●県（都道府）の地域別最低賃金は●●●●円にすぎず、フルタイム(法定時間で月174時間)で働けたとしても月収●●万円程度にしかなりません。こうした低い最低賃金が重石となり、正社員と同じ仕事をして、非正規の賃金は低くおしとどめられています。

低額の最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、地域別の不合理な賃金格差を是正し、それをもって、中小企業の下請単価の底支えとし、地域経済の回復と持続的発展をはかることが重要です。

貴議会におかれましては、以上の趣旨をご理解いただきたく、次の事項について陳情いたします

【陳情事項】

最低賃金制度に関し、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上

(別紙 案)

最低賃金の大幅引き上げと均等待遇の実現を求める意見書

働いても生活保護水準の収入さえ得られないワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となる中、主要国で最低水準となっている最低賃金の引き上げを求める声が強まっている。

最低賃金制度は、労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企業の公正競争ルールの確立をはかる上で重要な役割を担っている。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されている。

しかしながら、その改定は毎年数円と小幅にとどまり、わが国（都道府）の最低賃金額は時間額●●●円と著しく低い。そのため、地域のパート、アルバイト、臨時、派遣、請負などの「非正規」雇用労働者の賃金は低く抑えられ、1ヶ月10万円ほどの生活を余儀なくされている人が少なくない。こうした貧困の広がり、未婚者の増加や少子化の加速など、この国の社会基盤をあやうくさせる重大な原因をつくっている。

政府においては、法定最低賃金制度を抜本的に改正し、ワーキングプアの温床となっている現在の低額最低賃金を大幅に引き上げ、低賃金労働者の生活改善をはかることが、喫緊の課題となっている。

同時に、世界各国の動向をみれば、最低賃金制度は全国一律とすることが主流であり、それによって公正取引ルールを確立し、地域間格差を是正している。世界の実践をふまえた制度改正が、日本にも求められている。

については、下記の内容を早期に実行するよう、意見書を提出する。

記

1. 最低賃金法を改正し、だれもが健康で文化的に暮らし働ける水準を全国一律で定めること。金額の設定については、時間額 **1,000** 円以上とすること。
2. パート労働法を改正して、雇用形態差別を禁止し、賃金・労働条件等の「均等待遇」を明記すること。
3. 有期雇用は一時的・臨時的業務に限定し、通常業務の労働者は期間の定めのない雇用とするよう、法整備をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年 月 日

●●●議会 議長 ●●●●●

内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣